

平成20年9月16日
財 政 局

リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する行政処分等に係る川崎市債等の取扱いについて

今般、財務省は、平成20年9月15日に金融庁からリーマン・ブラザーズ証券株式会社に対して行政処分が行われたことを踏まえ、平成20年9月16日から平成20年9月26日までの間、国債市場特別参加者の特別資格の停止措置を講じました。

本市におきまして、このような事情を踏まえ、国に準じた期間、同社を、市場公募債に関する引受け及び入札先からの除外措置を講じることとしました。

除外措置証券会社及び機関

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 証券会社名 | リーマン・ブラザーズ証券株式会社 |
| 2 除外措置期間 | 平成20年9月16日から平成20年9月26日までの間 |

(参考)

- 1 当該証券会社の本市シンジケート団引受率

10年市場公募債 1%

※ 本年度の10年債は11月発行予定

- 2 今後の対応

10年市場公募債のリーマン・ブラザーズ証券株式会社引受シェアについては、今後、シンジケート団内で調整を図り、他金融機関において引き受けることとなる。

- 3 参考添付資料

①平成20年9月15日 金融庁報道発表資料

②平成20年9月16日 財務省報道発表資料

(問い合わせ先)

財政局財政部資金課 田中 (電話 200-2187)